

(別添)

平成30年度鳥取県ハンター養成スクール運営業務 仕様書

本仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が委託する平成30年度鳥取県ハンター養成スクール運営業務（以下「本業務」という。）の受託者（以下「乙」という。）が実施する業務について必要な事項を定めたものである。

1 業務の目的

増えすぎたニホンジカやイノシシを減らす上で、捕獲を担う狩猟者の確保・育成が喫緊の課題となっていることから、本業務では、狩猟免許取得後の新人狩猟者を対象として、野生鳥獣の捕獲技術から捕獲個体の解体・ジビエ利用までの幅広い知識・技術の習得を目的とした講習や実践的な現地実習等を開催し、有害鳥獣捕獲等の即戦力となる狩猟者の育成を行う。

2 業務期間

契約締結日から平成31年3月15日まで

3 受講生の定員・要件等

受講定員は35名程度とし、以下の要件を満たす者を受講生とする。なお、年齢制限は設けないが、定員を超える申込があった場合は年齢が若い者を優先して受講生を決定する。また、受講料は無料とするが、交通費や猟具購入、各種資格取得等に要する費用は受講生の負担とする。

- (1) 鳥取県内に居住している者
- (2) 狩猟免許（おな猟又は第一種銃猟）を既に所持し、更なる狩猟技術の向上を目指す者
- (3) カリキュラムの概ね7割程度以上を受講可能で、受講後は地域の有害鳥獣捕獲従事者、鳥獣被害対策実施隊員又は狩猟者等として、野生鳥獣の捕獲活動に参加する意思がある者
- (4) 第一種銃猟コースについては、猟銃の所持許可を既に有する者（手続き中の者を含む）

4 業務内容

(1) 研修計画（カリキュラム）の作成

別紙「カリキュラム案」に即して研修計画（カリキュラム）を作成する。作成に当たっては、おな猟と第一種銃猟それぞれに応じたコースを設け、両コースに講習（座学）と現地実習を設けること。内容には、捕獲技術に加え、捕獲に際しての安全管理、捕獲個体の解体・ジビエ利用に関する内容も含めること。

(2) 会場等の確保

講習に必要な会議室、現地実習の会場、必要な機材等を予約する。講習等の当日は会場等の事前準備を行う。

(3) 受講生の募集・決定

募集要領、受講申込書、募集チラシを作成し、甲の承認を受けた上で、受講生の募集、問合せ対応、申込の受付を行う。（募集要領への記載事項：事業目的、定員、受講生の要件、受講料、開講日時・場所、講習内容、申込期間、申込方法、受講者の決定方法等）

甲は、県公式ホームページへの掲載、報道機関への資料提供、狩猟免許所持者への募集要領の配布等により、受講生募集の周知を行う。

乙は、申込期間終了後、甲と協議の上受講生を決定し、受講生に通知する。

(4) 講習資料の作成

各回の講習内容に対応した講習資料を作成する。対象鳥獣はニホンジカ及びイノシシとし、写真、イラスト、動画等を用いて初心者でも分かりやすい内容とすること。

なお、既存の資料や素材を使用してよいが、著作権者に業務における使用の許可を得たものを使用すること。そのために必要な費用は乙が負担することとする。

(5) ジビエ処理加工施設の調査

ジビエ利用拡大を図るため、鳥取県内の獣肉処理加工施設に関する情報（捕獲個体の受入状況、受入条件、連絡先等）を収集・整理し、講習資料の一部として活用する。

(6) 受講生への連絡

受講生に対して、講習開催の連絡を行うとともに、出欠を事前確認する。なお、欠席者には、後日、郵送等により講習資料を配布すること。

(7) 講習・実習の実施

作成した資料、資材等を使用して、講習及び実習を開催する。

外部の者に講師を依頼する場合には、謝礼、旅費等の経費を支払うものとする。

現地実習においては、参加者に傷害保険（死亡時500万円、入院時5千円程度のもの）に加入させ、その費用は乙が負担すること。

(8) 受講生へのアンケート調査等

スクールの運営改善や講習内容見直しの検討材料とするため、各講習終了後に受講生に対してレポートの提出又はアンケート調査を実施し、結果を整理・分析する。

また、全カリキュラムの終了後、受講生に対してスクール受講証明書等を発行する。

(9) スクール卒業生の追跡調査

スクールの効果を検証し、運営改善や卒業生に対するフォローアップの検討に活用するため、前年度までのハンター養成スクール卒業生に対し、卒業後の活動状況や課題等に関するアンケート調査を実施し、結果を整理・分析する。

5 県内関係団体との連携

本業務の実施に当たっては、一般社団法人鳥取県猟友会、県内のジビエ推進団体及びそれらの構成員と連携・協力を図ること。

6 成果品

- (1) ハンター養成スクール運営関係書類（募集要領、募集チラシ、申込書等）
- (2) ハンター養成スクール講習資料
- (3) ハンター養成スクール実施記録（講習、実習の実施状況がわかる写真等）
- (4) 受講生アンケート調査及び卒業生追跡調査の結果

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議して決定することとする。

(別紙)

カリキュラム案

平成30年度ハンター養成スクールのカリキュラムは下表を基本とするが、実施時期、場所、内容等の詳細については、受講生の学びやすさ、参加しやすさ、会場の確保状況等を検討し、甲乙協議の上、定めるものとする。

回	開催時期 開催場所	講習・実習テーマ	講習・実習内容	コース	
				わな猟	銃猟
1	9月上旬 中部地区	わなによる捕獲技術① 銃器による捕獲技術①	・基本技術と安全管理（わな猟・銃猟） ・箱わな・くくりわな設置実習（室内）	○	○
2	9月中旬 中部地区	銃器による捕獲技術②	・銃器や装備の選び方、主な射撃技術 ・模擬銃による射撃実習（室内） ・銃猟の安全管理、違反・事故事例解説	—	○
3	9月下旬 中部地区	わなによる捕獲技術②	・わな猟（くくりわな）の基本技術 ・わな猟の安全管理、止めさしの方法 ・わな猟のための山歩き（実習）	○	—
4	10月上旬 東部地区	銃器による捕獲技術③	・単独猟とグループ猟の基本 ・銃猟のための山歩き（実習）	—	○
5	10月下旬 中部地区	捕獲物の利活用	・ジビエ利用のための衛生管理① ・県内の処理加工施設の状況 ・イノシシ解体実習	○	○
6	10月下旬 湯原国際射撃場	静的射撃練習	・射撃場における安全管理やマナー ・静的射撃の基礎理論・実技講習	—	○
7	11月上旬 鳥取クレ射撃場	クレ射撃練習	・銃器の取扱・安全管理 ・動的射撃の基礎理論・実技講習	—	○
8	11月下旬 東部地区	銃猟実習	・銃猟（巻き狩り）実習 ・銃猟実習まとめ	△	○
9	12月上旬 東部地区	ジビエ利用のための 止めさし・衛生管理	・シカ止めさし、血抜き等実習 ・ジビエ利用のための衛生管理② ・HACCP 認定施設見学、ジビエ試食など	○	○

注1) 開催日は原則として日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とし、時間は午前10時から午後4時までを基本とする。

注2) 各コースの「—」は、他のコースの受講生も聴講・見学可能とする。

注3) 講師1名と講師補助1名での運営を基本とする。銃猟実習はこれら2名に加え、巻き狩りに必要な人員（猟友会会員等）を手配すること。

注4) 銃猟実習の受講者は、前記「銃器による捕獲技術①、②、③」を受講していることを基本とする。また、実猟に参加できるのは、受講者のうち銃所持許可や狩猟者登録を受けている者に限る（その他の受講者は見学とする。）。